

## 山口市遠距離通学対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校の統廃合により廃止された校区から統合された小・中学校へ通学する児童生徒及び学校から遠距離に居住のある児童の保護者負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、予算の範囲内で遠距離通学に対する補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 別表1に掲げる地域に居住し、通学する児童生徒の保護者
- (2) 自宅から通学する小学校までの距離が片道おおむね3キロメートル以上の児童(別表1に掲げる児童を除く。)の保護者

(対象となる期間)

第3条 事業の対象となる期間は、別表2に掲げる期間とする。

(対象経費)

第4条 対象となる経費及び補助金額は次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号に該当する者のうち、さくら小学校及び徳佐小学校のうち旧亀山小学校通学区域については区域内の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの乗車に要する鉄道乗車券、阿東中学校については区域内の最寄りの駅から学校の最寄りの駅までの乗車に要する鉄道定期券、それ以外の区域については区域内の最寄りのバス停留所から通学校の最寄りのバス停留所までの乗車に要するバス定期券(以下「定期券等」という。)の実費。
- (2) 八坂小学校については前号に掲げるもののほか、スクールバスの下校便を待つまでの間、学童保育を受けている者がいる場合、当該年度に支払った保育料の基本額(延長料金等の加算額及び長期休業となる8月分にかかる経費を除く。)の2分の1の額。
- (3) 第2条第2号に該当する者については、最寄りの駅から通学校の最寄りの駅までの乗車に要する鉄道乗車券又は最寄りのバス停留所から通学校の最寄りのバス停留所までの乗車に要する費用(バス定期券等)の2分の1の額(10円未満は切り上げ)

(交付の申請)

第5条 前条第1号又は第3号に係る補助金の交付の申請をしようとする児童生徒の保護者は、補助金交付申請書(様式第1号)により校長を経由して市長に申請するものとする。

2 前条第2号に係る補助金の交付の申請をしようとする児童の保護者は、補助金交付申請書(様式第6号)により市長に申請するものとする。

3 第1項の規定により申請された場合、校長は、申請書に補助金申請者名簿(様式第3号)を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があったときはその申請にかかる事項を確認し、

適当と認めた場合は補助金額を決定し、申請者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により決定通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金交付に係る権限委任)

第8条 市長が必要と認めた申請者は、請求、受領及び精算並びに定期券等の購入に係る権限を校長に委任できるものとする。

2 前項に規定する権限を校長に委任する場合は、補助金交付申請書(様式第2号)により、第5条の規定に準じて申請するものとする。

3 第1項に規定する権限を校長に委任した申請者への補助金は、実費支給にかえ、定期券等により校長を経て交付できるものとする。

(校長の責務)

第9条 校長は、学期毎に児童生徒が定期券等を購入したことを確認し、定期券等購入確認名簿(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 校長は、補助金の対象となる児童生徒に異動があった場合には、すみやかに市長に報告するものとする。

(変更申請)

第10条 申請者は、第6条に基づく補助金の交付の決定後、事情の変更により申請の内容を変更しようとする場合には、補助金変更交付申請書(様式第5号)による変更交付申請書を市長に提出し、承認を得なければならない。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の対象となる児童生徒及び金額に異動があったとき。

(2) 偽りその他不正な行為があったとき。

(3) その他、市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、山口市立小・中学校児童生徒通学援助費等に関する条例及び山口市通学奨励費補助金交付要綱に基づく手続その他の行為は、この要綱に基づく相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

(合併に伴う経過措置)

2 この要綱の施行前に阿東町立小・中学校遠距離児童生徒通学費補助金交付要綱の規定によりなされた交付等の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又は交付等の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、この要綱の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条・第4条関係）

学 校 名	学 年	対 象 区 域（地区名又は町内名）
仁保小学校	1年～6年	旧東園小学校通学区のうち、丸山
大内小学校	1年～6年	旧東園小学校通学区のうち、東園地区、深野地区、深野団地地区
宮野小学校	1年～3年	旧岩川分教場通学区のうち、岩杖地区、泉地区
良城小学校	1年～3年	旧鳳南分校通学区のうち、吉敷畑、中尾西、中尾東上、中尾東下
中央小学校	1年～6年	旧岸見小学校通学区域（岸見地区、伊賀地地区のうち西大津）、旧伊賀地小学校通学区域（西大津除く伊賀地地区、堀地区のうち漆尾・二の宮・開作）、旧御所野小学校通学区域（深谷地区）
八坂小学校	1年～6年	旧野谷分校通学区域（野谷地区のうち北谷・中村・上野谷・下野谷）、旧引谷小学校通学区域（引谷地区のうち中村下・中村中・中村上・戸祢・夏焼下・夏焼中・夏焼上・瀬戸原）、旧三谷小学校通学区域（三谷地区のうち神原・奈良原・木地屋・奥谷・羽高・桃木・梶畑）、旧大月分校通学区域（船路地区のうち大月・山の上）
串小学校	1年～6年	旧遠内分校通学区域（串地区のうち遠内一区・遠内二区）
柚野木小学校	1年～6年	旧柚野小学校通学区域（野谷地区のうち横山・笹ヶ滝・出合・祖父）
徳佐小学校	1年～4年	旧坂田分校通学区域（鍛冶ヶ原、神角）
	1年～6年	旧亀山小学校通学区域（野坂三原、大坪、新田亀山、下山畠田、上半久、下半久、領家、市場、片山、水戸）、旧嘉年小学校通学区域（開籠、堂免、神田、土居、東居坂、西居坂、大迫、井戸、火打原、市場、吉部野上、吉部野下）
さくら小学校	1～6年	旧篠目小学校通学区域（千頭、大野、御堂原、親睦、橋本、細野、田代、中郷、上中郷、見附、文珠）、旧三谷小学校通学区域（持坂東、持坂西、開敷、牛人屋、上三谷、三谷市、下三谷、榎谷、渡川、築地、上杉原、下杉原、田代）

徳地中学校	1年～3年	旧岸見小学校通学区域（岸見地区※、伊賀地地区のうち西大津）、旧島地中学校通学区域（島地地区、上村地区、藤木地区、白谷を除く山畑地区）、旧串中学校通学区域（串地区、鯖河内地区）、旧八坂中学校通学区域（八坂地区、船路地区、野谷地区のうち北谷・中村・上野谷・下野谷、引谷地区、三谷地区）、旧柚野中学校通学区域（柚木地区、野谷地区のうち横山・笹ヶ滝・出合・祖父）
阿東中学校	1年～3年	旧篠生中学校通学区域（千頭、大野、御堂原、親睦、橋本、細野、田代、中郷、上中郷、見附、文珠、持坂東、持坂西、開敷、牛人屋、上三谷、三谷市、下三谷、榎谷、渡川、築地、上杉原、下杉原、田代、向原）
阿東東中学校	1年～3年	旧嘉年中学校通学区域（開籠、堂免、神田、土居、東居坂、西居坂、大迫、井戸、火打原、市場、吉部野上、吉部野下）

別表2（第3条関係）

区 分	対 象	期 間
小学校へ通学する者	さくら小学校及び徳佐小学校のうち旧亀山小学校通学区域	別に実施するスクールバスが天候のため運休となった場合において、代替として鉄道を用いた日
	上記以外	学年始め、夏季、冬季及び学年末の休業日を除く開校日に通学する期間
中学校へ通学する者	徳地中学校、阿東中学校及び阿東東中学校	学年始め、夏季、冬季及び学年末の休業日を除く開校日に通学する期間並びに学校行事及び部活動に参加するため通学を要する期間

様式第1号（第5条関係）

山口市遠距離通学対策事業補助金交付申請書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所  
申請者 氏名 (※)  
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。  
(電話 )

山口市遠距離通学対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

地区名 または 町内名	
学 校 名	山口市立 小学校 年 中学校 年
児童生徒氏名	
乗 車 区 間 (交通事業者名)	～ ( )
補助金申請額	円
	第4条第1号該当 ・ 第4条第3号該当 (○で囲む)

様式第2号(第8条関係)

山口市遠距離通学対策事業補助金交付申請書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所

申請者 氏名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話 )

山口市遠距離通学対策事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

地区名 または 町内名	
学 校 名	山口市立 小学校 年 中学校 年
児童生徒氏名	
乗車区間 (交通事業者名)	~ ( )
補助金申請額	円

委 任 状

山口市遠距離通学対策事業補助金の請求、受領及び精算(返納を含む)  
並びに定期券等の購入に係る権限を、山口市立 学校長に委任します。

令和 年 月 日

申請者氏名

(※)

様式第3号(第5条関係)

令和 年度 山口市遠距離通学対策事業補助金申請者名簿

地区名 又は 町内名	申請者氏名	児童生徒氏名	学 年	乗 車 区 間	利用交通 事業者名	定期券等購入代金 (単位:円)				備 考
						期	期	期	計(年額)	
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
				～						
合 計										

※備考に対象種別(第4条第1号又は第4条第3号)を記載すること





様式第5号(第10条関係)

山口市遠距離通学対策事業補助金変更交付申請書

年 月 日

山 口 市 長 様

住所

申請者 氏名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話 )

令和 年 月 日付け指令山教教第 一 号をもって交付決定された補助事業を下記  
のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助金を変更しようとする理由

2 変更内容

変更後の 補助申請額(A)	既交付決定額(B)	差引増減額(A-B)
円	円	円

様式第6号(第5条関係)

年 月 日

山口市長 様

申請者 住所

氏名 (※)

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話

年度 補助金交付申請書

年度 補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

1 通所児童名 学校 年 (氏名)

2 関係書類 別紙

3 算出根拠 申請額 = 年度中に支払った保育料の基本額(長期休業となる8月分を除く。)×1/2